

富岡町都市計画基本図の使用に際しての注意事項

富岡町都市計画基本図を使用する場合には、利用目的によっては測量法に基づいた複製承認及び使用承認が必要になりますのでご注意ください。

1. 測量成果の複製(測量法第43条)

複製の承認申請が必要な場合	
目的	測量で利用 ・測量を実施する者に対して、測量成果を提供するために複製を行う場合 なお、複製した者が測量に用いる場合は、測量行為の工程に含まれるため、測量成果の使用に該当することから、使用承認申請が必要となります
	刊行物等で利用 ・有償または無償を問わず、複製した測量成果およびそれを含む情報を書籍、パンフレット、CD-ROM等により不特定多数の者に対し発行する場合
	インターネット等で利用 ・インターネットや電子メール等により、不特定多数の者が測量成果を入手または閲覧可能な状態になるよう公表する場合 なお、資格または条件を有せず会員となることができる会員制Webサイトでの公表またはメールマガジンにより多数の者に対して配信する等の行為は、不特定多数に対する公開となります
出典の明記により複製の承認申請が不要な場合	
目的	学術論文で利用 ・学会での発表等、営利を目的としない場合
	試験問題で利用 ・あらかじめ承認を受けることが困難な場合
	テレビ番組等で利用 ・番組等の内容を補足するため、短時間画面に表示する場合
	刊行物等で利用 ・刊行物等の内容を補足するため、次の基準で少量を掲載する場合 (1)書籍、冊子、報告書、リーフレット等 1)1ページに対し、1/4以下の大きさ 2)1ページに対し、1/2以下の大きさ(総ページ数の30%以内) 3)1ページに対し、1/2を超え、1ページに収まる大きさ(総ページ数の10%以内) 4)書籍等に掲載したものを表紙に利用する (2)Webサイト等 1)ラスタ形式で300×400ピクセル以下の大きさ 2)ラスタ形式で300×400ピクセルを超え、画面に収まる大きさ(Webサイト全体では5枚まで) ※スクロール状態により画面以上に地図を表示させる場合は、1枚でも申請が必要となります
	パネル展示で利用 ・博物館等において、パネルに複製して展示する場合
	複製の承認申請が不要な場合
目的	私的または社内等で利用する場合 ・家庭または限定されたグループ内において利用する場合 ※そのまま複製する場合は30部まで(社内限定のイントラネットの場合、利用できるコンピュータ端末が30台まで)
	学習目的で利用 ・営利を目的としない教育機関において、必要最低限の部数で利用する場合
	一時的な資料として利用する場合 ・一時的な利用で、利用後処分する場合
	イラスト的に利用 ・ハンカチ等への印刷で、精度が低い場合
	特定の者に対して提出する申請書、報告書等に利用 ・自治体に提出する申請書への添付、または特定の者からの依頼により作成する報告書等に利用する場合 ただし、提出先の自治体等または特定の者からの複製承認申請書が必要となります

2. 測量成果の使用(測量法第44条)

使用の承認申請が必要な場合	
目的	<ul style="list-style-type: none">・紙地図を調整(トレース等)し直し、別種の地図を作成する場合・測量等によって得たデータ等を付加し、主題図(地質図等)を作成する場合・立体的な地図を作成する場合・使用承認済み成果品の複製、または複製承認済み成果品を調整し、別種の地図を作成する場合

3. 承認が認められないもの

次に該当する場合は、測量成果を複製・使用することができません	
内容	<ul style="list-style-type: none">・利用しようとする測量成果に対し、何ら手を加えずに全く同じもの(独自のデータの付加、データの一部切り出し等がされてないもの)を複製する場合、または富岡町が行う地図等の刊行及びインターネット提供を害する恐れがあると認められるもの<ol style="list-style-type: none">1) 数値地図の形式のみの変換(TIFF形式→BMP形式等)2) 色調を薄くしただけ3) 解像度を荒くしただけ4) 貼り合わせただけ5) 図郭を変更しただけ6) 地図を縮小・拡大しただけ など※ただし、地図等として刊行するのではなく、書類等に内容を補足するために、地図等の一部を切り出し補助的に挿入する場合は承認できるものとする・申請内容に虚偽があるもの・公序良俗に反する目的または犯罪行為に使用する目的のために使用するもの・複製しようとする測量成果が、申請された利用目的に照らして適切でないもの・複製方法が適切でなく、測量成果としての精度が確保されないもの

4. 提出書類

申請書	複製の場合は、「測量成果の複製承認申請書」 使用の場合は、「測量成果の使用承認申請書」
その他	必要に応じて、詳細を確認させていただく場合もございます 刊行目的の場合は、後日成果品の提出をお願いいたします

5. 複製承認・使用承認の手続きの流れ

- 1) 申請書(2部)を都市整備課都市計画係へ提出してください。
- 2) 申請受理後、町で審査いたします。問題が無ければ、提出いただいた1部に收受印を押印したものをお渡しいたします。この書類をもって、承認書といたします。
- 3) 刊行目的の場合、有償・無償の有無に関わらず、成果品1部を都市整備課都市計画係へ提出してください。